【平成31年度予算概算決定額 3,341(3,289)百万円】 〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 3,841 百万円〕

く対策のポイント>

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から**海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図る**ため、海岸保全施設の整備を推進します。

<政策目標>

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約37%「平成26年度末〕→約57%「平成32年度末〕

く事業の内容>

1. 海岸法第6条第1項による直轄工事

主務大臣は、以下に掲げる条件のいずれかに該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代って自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができます。

2. 直轄工事の該当条件

海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事について

- 規模が著しく大
- 高度の技術を必要
- 高度の機械力を必要
- 都府県の区域の境界に係る

<事業実施主体>

国(国費率:2/3等)

く事業イメージ>

○海抜ゼロメートル地帯における高潮対策

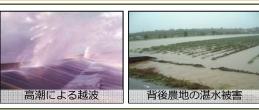
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため海岸堤防等の整備を推進しています。

○大規模地震等を想定した耐震化対策

東日本大震災等で堤防が被災した教訓を活かし、大 規模地震等が発災した際に海岸堤防として必要な機能が 確保できるよう耐震化対策を推進しています。



被害の状況



代表的な整備



「お問い合わせ先〕

農村振興局防災課(03-6744-2199)